

新	旧	備考
貿易一般保険包括保険（鋼材）特約書 平成 29 年 4 月 1 日 17 - 制度 - 00016 沿革 平成 30 年 2 月 26 日 一部改正 平成 31 年 2 月 28 日 一部改正 令和 2 年 2 月 28 日 一部改正 <u>令和 7 年 1 月 16 日 一部改正</u> （以下「組合」という。）と株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に貿易一般保険包括保険（鋼材）の特約書を次のとおり締結するものとする。	貿易一般保険包括保険（鋼材）特約書 平成 29 年 4 月 1 日 17 - 制度 - 00016 沿革 平成 30 年 2 月 26 日 一部改正 平成 31 年 2 月 28 日 一部改正 令和 2 年 2 月 28 日 一部改正 （以下「組合」という。）と株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に貿易一般保険包括保険（鋼材）の特約書を次のとおり締結するものとする。	
（保険価額及び保険金額） 第 4 条 保険価額は、次の各号のとおりとする。 一 約款第 3 条第 1 号のてん補危険に係る保険契約にあっては、対象契約に基づく輸出貨物の額 二 約款第 3 条第 2 号のてん補危険に係る保険契約にあっては、対象契約に基づく代金の額 三 約款第 3 条第 3 号のてん補危険に係る保険契約にあっては、対象契約に基づく輸出貨物の額 2 保険金額は、次の各号のとおりとする。 一 約款第 3 条第 1 号のてん補危険に係る保険契約にあっては、前項第 1 号の額に 100 分の 60 を乗じて得た額とする。 二 約款第 3 条第 2 号のてん補危険に係る保険契約にあっては、前項第 2 号の額に 100 分の 60 を乗じて得た額とする。 三 約款第 3 条第 3 号のてん補危険に係る保険契約にあっては、前項第 3 号の額に 100 分の 20 を乗じて得た額とする。 3 対象契約に基づく代金の額が当初又は内容変更承認後の代金の額から 10%以内かつ 5 万米ドル（円建ての場合は 500 万円、ユーロ建ての場合は 5 万ユーロ又はその他の通貨建ての場合は 5 万米ドル相当額とする。）以内の範囲で増額された場合（対象契約上許容された範囲で増額された場合に限り、対象契約の変更を伴う場合を除く。）<u>の取扱い</u>は、<u>次の各号のとおりとする。</u>	（保険価額及び保険金額） 第 4 条 保険価額は、次の各号のとおりとする。 一 約款第 3 条第 1 号のてん補危険に係る保険契約にあっては、対象契約に基づく輸出貨物の額 二 約款第 3 条第 2 号のてん補危険に係る保険契約にあっては、対象契約に基づく代金の額 三 約款第 3 条第 3 号のてん補危険に係る保険契約にあっては、対象契約に基づく輸出貨物の額 2 保険金額は、次の各号のとおりとする。 一 約款第 3 条第 1 号のてん補危険に係る保険契約にあっては、前項第 1 号の額に 100 分の 60 を乗じて得た額とする。 二 約款第 3 条第 2 号のてん補危険に係る保険契約にあっては、前項第 2 号の額に 100 分の 60 を乗じて得た額とする。 三 約款第 3 条第 3 号のてん補危険に係る保険契約にあっては、前項第 3 号の額に 100 分の 20 を乗じて得た額とする。 3 対象契約に基づく代金の額が当初又は内容変更承認後の代金の額から 10%以内かつ 5 万米ドル（円建ての場合は 500 万円、ユーロ建ての場合は 5 万ユーロ又はその他の通貨建ての場合は 5 万米ドル相当額とする。）以内の範囲で増額された場合（対象契約上許容された範囲で増額された場合に限り、対象契約の変更を伴う場合を除く。）は、増額後の<u>金額</u>を第 1 項第 2 号に規定する額とする（当初又は内容変更承認後の代金の額からの増加の累計が上	

<u>一 約款第3条第2号のてん補危険に係る保険契約にあっては、増額後の代金の額を第1項第2号に規定する額とする（当初又は内容変更承認後の代金の額からの増加の累計が上記範囲内である場合に限る。）。この場合、証券記載の保険金額は、増額後の額に変更されたものとみなす。</u> <u>二 約款第3条第3号のてん補危険に係る保険契約にあっては、当初又は内容変更承認後の輸出貨物の額に、増額後の代金の額を当初又は内容変更承認後の代金の額で除して得た割合を乗じて得た額を第1項第3号に規定する額とする（当初又は内容変更承認後の輸出貨物の額からの増加の累計が10%以内かつ5万米ドル（円建ての場合は500万円、ユーロ建ての場合は5万ユーロ又はその他の通貨建ての場合は5万米ドル相当額とする。）以内である場合に限る。）。この場合、証券記載の保険金額は、増額後の額に変更されたものとみなす。</u>	記範囲内である場合に限る。）。この場合、証券記載の保険金額は、増額後の額に変更されたものとみなす。	
<u>附 則</u> <u>この改正は、令和7年4月1日から実施する。</u>		